

春日市マスコットキャラクターデザイン使用上の注意事項

- 1 春日市マスコットキャラクターデザイン使用要領第3条第3項の規定により、市長の許諾を要しない場合は、事前に春日市秘書広報課へ連絡し、使用の目的・内容・期間等を伝える。
- 2 使用にあたっては、「春日市マスコットキャラクター かすがくん あすかちゃん」の付記をすること。
- 3 縦横の比率を変えないこと。
- 4 色、デザインを変更しないこと。
- 5 キャラクターの上に文字、イラスト等を重ねないこと。
- 6 大きさを変えて、親子のようなデザインをつくらないこと。
- 7 10歳の子どもにふさわしくない言葉を近くに書き入れないこと。
使用できない例：どんぐり焼酎、おいしいよ
使用できる例：春日市名物 どんぐり焼酎
- 8 動画で使用する場合は、吹き出しなどでコメントを記載し、声は入れないこと。
- 9 その他、キャラクターのイメージを損なうおそれがある使用の仕方は行わないこと。

【連絡先】

春日市 秘書広報課 広報広聴担当

電話：092-584-1111（代表）

ファクス：092-584-1145

Eメール：koho@city.kasuga.fukuoka.jp